

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月26日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

提出者



住 所 熊本県熊本市南区野田三丁目13番1号
氏 名 (株)前田産業 代表取締役 木村 洋一郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 096-358-6600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	株式会社前田産業
事 業 場 の 所 在 地	熊本県熊本市南区野田三丁目13番1号
計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

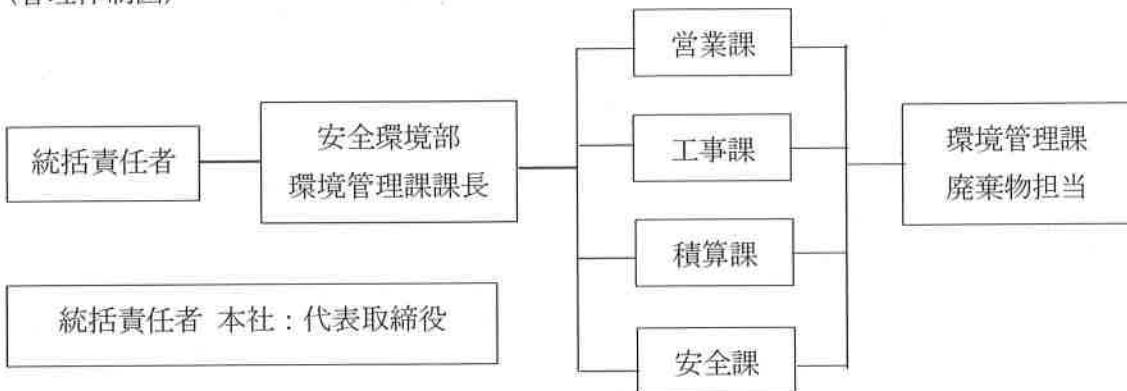
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	07. 職別工事業		
② 事 業 の 規 模	11,742,287,395 円		
③ 従 業 員 数	223 名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>工事現場で発生した産業廃棄物</p> <p>収集運搬(自社又は許可業者に委託)</p> <p>中間処理(自社又は許可業者に委託)</p> <p>最終処分(許可業者に委託)</p> <p>再生材</p> <p>有価物</p>		

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルトがら、木くずについては再資源化施設への搬入を徹底。工事現場での分別の徹底。混合廃棄物の発生抑制。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持に加え、混合廃棄物の分別・選別施設への搬入を徹底する。 解体工事の際、現場での分別を徹底し、再資源化率のアップに努力する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度） 実績】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 令和5年度 ） 実績】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 委託先の事業の範囲の確認の徹底。 最終処分までの確認の徹底。 業者選定にはリサイクル率の高い中間処理業者を優先する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 委託先の事業の範囲の確認の徹底。 最終処分までの確認の徹底。 業者選定にはリサイクル率の高い中間処理業者を優先する。			
※事務処理欄			

産業廃棄物処理計画書（第2面～第5面）別紙

単位：トン（t）